入札保証金及び契約保証金の納付及び免除について

入札保証金及び契約保証金は、「北九州市契約規則（以下「規則」という。）」に定められており、納付の必要があります。

以下にその内容を示します。

1　入札保証金

(1)料率

本件は業務委託なので、入札価額の100分の5以上となります。

※入札価格とは、「入札書に記載される金額に消費税及び地方消費税相当額」を加算した額を指します。入札書に記載される書面上の金額ではありませんので、ご注意ください。

(2)納付方法

ア　現金等

イ　入札保証金に代わる担保

入札保証金の代わりに次に掲げるものを担保とすることができます。

（ア） 国債、地方債

（イ） 政府の保証のある債券

（ウ） 銀行が振出し又は支払保証をした小切手

（エ） (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、市長が確実と認める担保

(3)入札保証金の免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除することができます。

ア　入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。（北九州市契約規則第5条7項第1号）

イ　入札参加者が過去2年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したとき、又はその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（北九州市契約規則第5条第7項第2号）

(4)その他

ア　入札保証金を納付する場合は、納付書を交付しますので、令和8年2月10日（火）までに御連絡ください。

イ　入札保証金の納付は、入札までに済ませ、入札時に領収書をお持ちください。

ウ　入札保証金は、入札完了後又は入札の中止、延期若しくは取消しをしたときは返還します。

エ　入札保証金には利子を付しません。

オ　入札保証金は、契約保証金に充当することができます。

カ　入札保証金の免除を申請する場合は、令和8年2月10日（火）午前までに入札保証金免除申請書（所定の様式）をご提出ください。

2 契約保証金

(1)料率

契約金額の100分の5以上になります。

(2)納付方法

入札保証金と同じです。

(3)契約保証金の免除

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除することができます。

ア 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。(北九州市契約規則第25条7項第1号)

イ 契約者が過去の実績から判断して、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(北九州市契約規則第25条7項第3号)

【過去の実績とは、以下の条件をすべて満たすものをいいます。】

① 一件あたりの契約金額が、締結しようとする契約の契約金額の5割以上の契約実績である。

② 締結しようとする契約と同じ種類の契約実績である。

③ 国(独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む)又は地方公共団体(地方独立行政法人、北九州市が出資する公社等を含む)の発注に係るものである。(下請は含まない。)

④ 上記に該当する契約の履行実績が過去2年間に2回以上あること。

(4)その他

ア 契約変更等により契約金額が増減した場合、相応する契約保証金を追加納付又は還付します。

イ 契約解除の場合は、還付します。

ウ 契約保証金には利子を付しません。

オ 契約保証金の免除を申請する場合は、落札決定後に契約保証金免除申請書(所定の様式)をご提出ください。